

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由			
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○駒野地区(弥富市)		交通利便性を活かし、地区計画に基づき、公共及び民間による計画的な開発事業により市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。			
市街化区域編入地区数及び面積表 (名古屋都市計画)					
変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名(市町村名) <変更面積>
		面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
約45,088	約45,176	約88	1	0	駒野地区(弥富市) <87.5ha>
[参 考] ・ 名古屋都市計画用途地域の変更 (弥富市決定) 駒野地区(弥富市)					
	種類	容積率	建ぺい率		
変更前	—	—	—		
変更後	準工	200%	60%		
	工業	200%	60%		
※表中の略称は次のとおり 準工:準工業地域 工業:工業地域					
・ 名古屋都市計画駒野地区計画の決定 (弥富市決定):87.5ha(地区全域)					

第2号議案 知多都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由			
(第2号議案) 知多都市計画区域区分の変更 ○知多新南地区(知多市)		広域交通網への高い利便性を活かし、土地 区画整理事業等による計画的な工業系及び 住居系市街地の形成を図るため、市街化調整 区域から市街化区域に区域区分を変更するも のである。			
市街化区域編入地区数及び面積表 (知多都市計画)					
変 更 前 市 街 化 区 域 面 積 (ha)	変 更 後 市 街 化 区 域 面 積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名(市町村名) <変更面積>
		面 積 (ha)	箇 所 数 (箇所)	箇 所 数 (箇所)	
約13,889	約13,911	約22	1	0	知多新南地区(知多市) <21.9ha>
[参 考]					
<ul style="list-style-type: none"> 知多都市計画用途地域の変更 (知多市決定) 知多新南地区(知多市) 					
	種類	容積率	建ぺい率		
変更前	—	—	—		
変更後	1低	50%	30%		
※表中の略称は次のとおり 1 低: 第一種低層住居専用地域					
<ul style="list-style-type: none"> 知多都市計画知多新南土地区画 整理事業の決定 (知多市決定):20.2ha 					

第3号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由															
(第3号議案) 西三河都市計画区域区分の変更 ○西尾西山地区(西尾市)		土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため、市街化調整区域から市街化区域に区域区分を変更するものである。															
市街化区域編入地区数及び面積表 (西三河都市計画)																	
変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名(市町村名) <変更面積>												
		面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)													
約17,959	約17,962	約 3	1	0	西尾西山地区(西尾市) <2.8ha>												
[参 考]																	
<ul style="list-style-type: none"> 西三河都市計画用途地域の変更 (西尾市決定) 西尾西山地区(西尾市) 																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1低</td> <td>50%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>							種類	容積率	建ぺい率	変更前	—	—	—	変更後	1低	50%	30%
	種類	容積率	建ぺい率														
変更前	—	—	—														
変更後	1低	50%	30%														
※表中の略称は次のとおり 1 低: 第一種低層住居専用地域																	
<ul style="list-style-type: none"> 西三河都市計画西尾西山土地区画 整理事業の決定 (西尾市決定): 3.43ha 																	

第4号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由												
<p>(第4号議案) 西三河都市計画道路の変更 ○3・4・14号安城幸田線(岡崎市) ・ 区域の変更 変更延長 約260m</p> <table border="1" data-bbox="229 551 783 658"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16m</td> <td>19m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・59号福岡線(岡崎市) ・ 区域の変更 変更延長 約190m</p> <table border="1" data-bbox="229 837 783 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16m</td> <td>18m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	16m	19m		変更前	変更後	交差点部幅員	16m	18m	<p>安城幸田線と福岡線の交差点部において、交通の円滑化を図るため右折車線を設置する必要があることから、両路線の交差点部の幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後											
交差点部幅員	16m	19m											
	変更前	変更後											
交差点部幅員	16m	18m											

第5号議案 東三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																								
<p>(第5号議案) 東三河都市計画道路の変更 ○3・1・5号前芝豊川線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の構造形式の変更 変更延長 約580m <table border="1" data-bbox="229 551 785 654"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造形式</td> <td>地表式</td> <td>嵩上式</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との平面交差箇所数の変更 <table border="1" data-bbox="229 745 785 848"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>11箇所</td> <td>10箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・1号国道1号線(豊川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差形式の変更 <table border="1" data-bbox="229 1034 785 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前芝豊川線との 交差形式</td> <td>平面交差</td> <td>立体交差</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との平面交差箇所数の変更 <table border="1" data-bbox="229 1265 785 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>28箇所</td> <td>27箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	構造形式	地表式	嵩上式		変更前	変更後	交差箇所数	11箇所	10箇所		変更前	変更後	前芝豊川線との 交差形式	平面交差	立体交差		変更前	変更後	交差箇所数	28箇所	27箇所	<p>前芝豊川線と国道1号線の交差部において、交通の円滑な処理を図るため、平面交差から立体交差に交差形式を変更するとともに、前芝豊川線の一部区間の構造形式を嵩上式に変更するものである。</p> <p>また、交差形式を立体交差に変更することに伴い、両路線における幹線街路との平面交差の箇所数を変更する。</p>
	変更前	変更後																							
構造形式	地表式	嵩上式																							
	変更前	変更後																							
交差箇所数	11箇所	10箇所																							
	変更前	変更後																							
前芝豊川線との 交差形式	平面交差	立体交差																							
	変更前	変更後																							
交差箇所数	28箇所	27箇所																							

第6号議案 西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業
の事業計画に対する意見書について

事業計画の概要	付議する理由
<p>1 事業名 西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松 土地区画整理事業</p> <p>2 施行者 岡崎市</p> <p>3 施行面積 約 4.98ha</p> <p>4 施行予定期間 平成 29 年度～平成 43 年度</p> <p>5 平均減歩率 30.16% (19.66%)</p> <p>6 総事業費 約 48 億円</p> <p>※()内の数値は、減価補償金で用地を取 得した場合の平均減歩率</p>	<p>昭和 43 年 11 月 6 日に都市計画決定 (最終変更 平成 29 年 3 月 17 日)された 本土地区画整理事業の事業計画につ いて、平成 29 年 9 月 22 日から 10 月 5 日までの間、公衆の縦覧に供したとこ ろ、1 通 1 名の方から意見書の提出があ ったので、土地区画整理法第 55 条第 3 項に基づき意見書を付議するものであ る。</p> <p>※ 土地区画整理法 (事業計画の決定) 第 55 条第 1 項～第 3 項 市町村は、事業計画を定めようとする 場合は、事業計画を 2 週間公衆の縦覧 に供しなければならない。 利害関係者は、この事業計画に意見 があるときは、都道府県知事に意見書 を提出することができる。 都道府県知事は、意見書の提出が あったときは、これを都道府県都市計画 審議会に付議しなければならない。</p>